

金利スワップ取引の清算業務に係る制度要綱

平成24年3月1日

株式会社日本証券クリアリング機構

目次

1. 清算対象取引	・・・	1	8. 変動証拠金	
2. 営業日	・・・	2	(1) 算出方法	・・・ 12
3. 清算参加者制度			(2) NPVの算出に用いるイールド・カーブ	
(1) 清算資格	・・・	2	カーブの種類	
(2) 清算資格の取得要件及び維持要件	・・・	2	a. フォワード・カーブ	・・・ 12
(3) 清算参加者の義務	・・・	5	b. ディスカウント・カーブ	・・・ 12
(4) 清算資格の喪失	・・・	5	クレンジングの方法	・・・ 12
(5) 清算参加者に対する措置等	・・・	5	グリッド・ポイント間の補間方法	・・・ 13
4. 有価証券等清算取次ぎ			気配値の信頼性を確保するための仕組み	・・・ 13
(1) 清算委託者の範囲	・・・	6	(3) 変動証拠金の決済	・・・ 13
(2) 清算委託者の要件	・・・	6	(4) クーポン・トリートメント	・・・ 13
(3) 有価証券等清算取次ぎに係る基本的手続	・・・	6	9. 日中証拠金	
(4) 顧客ポジションの区分管理	・・・	7	(1) 算出方法	・・・ 14
(5) 顧客取引に係る当初証拠金の直接預託	・・・	7	(2) 計算に使用するイールド・カーブ	・・・ 14
(6) 顧客取引に係る当初証拠金の差換預託	・・・	7	(3) 日中証拠金の預託	・・・ 14
(7) 当初証拠金の返還請求権	・・・	8	10. 急激なマーケット・データの変動等が発生した場合における当初証拠金等の臨時預託	・・・ 14
(8) 顧客取引に係る変動証拠金等の授受	・・・	8	11. 清算基金	
(9) 顧客取引に係る日中証拠金	・・・	8	(1) 清算基金の目的	・・・ 15
5. 口座概念	・・・	9	(2) 清算基金所要額	・・・ 15
6. 債務負担			(3) 清算基金の預託	・・・ 15
(1) 債務負担の申込み	・・・	9	12. 金利更改	・・・ 16
(2) 債務負担処理			13. 資金決済方法	
当日債務負担処理	・・・	10	(1) 決済方法	・・・ 16
翌日債務負担処理	・・・	10	(2) ネットティング	・・・ 16
7. 当初証拠金			14. 担保の差入れ及び返戻	
(1) 算出方法			(1) 担保の種類	・・・ 16
基本的な考え方	・・・	11	(2) 現金による担保	・・・ 16
具体的な計算方法	・・・	11	(3) 現金による担保に対する付利	・・・ 16
(2) 計算に使用するイールド・カーブ	・・・	11	(4) 代用有価証券	・・・ 17
(3) 流動性に応じた当初証拠金の割増し	・・・	11	15. デクリアー	・・・ 17
(4) 当初証拠金の預託	・・・	11		

16．損失補償制度			19．清算手数料等		
(1) 損失補償の財源	・・・	17	(1) 基本的な考え方	・・・	27
(2) 非破綻清算参加者の清算基金による負担の取扱い	・・・	18	(2) 手数料の体系		
(3) 非破綻清算参加者による特別清算料の取扱い	・・・	19	基本料	・・・	28
(4) 変動証拠金等の勝ち方清算参加者による負担の取扱い	・・・	19	清算手数料	・・・	28
(5) 上限設定期間における担保預託			その他の手数料	・・・	28
第二当初証拠金（仮称）の計算方法	・・・	20	手数料の上限	・・・	28
第二当初証拠金（仮称）の預託	・・・	21	20．業務開始後対応に向けた継続検討事項	・・・	28
(6) 第4位又は第5位の損失補償財源の不払い発生時の取扱い	・・・	21	21．業務開始日	・・・	28
(7) 清算資格喪失申請者の取扱い	・・・	22	別紙1 信用状況に応じた当初証拠金の割増し等に関する具体的な水準について		
(8) 破綻清算参加者からの債権回収分の取扱い	・・・	22	別紙2 当初証拠金の計算におけるボラティリティの調整		
17．決済不履行時の処理スキーム			別紙3 流動性に応じた当初証拠金の割増しに係る適用基準と割増率について		
(1) ポートフォリオの処理手続き	・・・	22	別紙4 フォワード・カーブ作成のためのグリッド・ポイント		
(2) 破綻処理に協力する清算参加者	・・・	23	別紙5 証拠金算出に使用するイールドカーブ作成のための気配値の提出方法及びその信頼性を確保する仕組み等について		
(3) ポートフォリオのリスクヘッジ	・・・	23	別紙6 ディスカウント・カーブ作成のためのグリッド・ポイント		
(4) ポートフォリオのオークションの実施	・・・	24	別紙7 清算基金算出におけるストレスシナリオについて		
(5) オークションの成立の可能性を高めるための仕組み	・・・	25	別紙8 I R S 種類株主総会において決議を必要とする主な事項		
(6) 清算資格喪失申請者の取扱い	・・・	25	別紙9 I R S 運営委員会について		
(7) オークション不成立時の処理	・・・	26	別紙10 I R S 取引の清算に係る手数料の料率		
(8) 顧客（アフィリエイト）ポジションの移管	・・・	26	別紙11 I R S 清算制度業務開始後対応に向けた検討項目について		
(9) ポジション移管時における顧客の当初証拠金の扱い	・・・	27	参考1 清算資格の喪失の効力発生時点		
18．ガバナンス	・・・	27	参考2 決済不履行時の処理スキームの全体像		

金利スワップ取引の清算業務に係る制度要綱

項目	内容	備考
<p>1. 清算対象取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の要件のすべてを満たす金利スワップ（以下「IRS」という。）取引を清算対象取引とする。 International Swaps and Derivatives Association, Inc.（以下「ISDA」という。）が定める基本契約書及び定義集に基づく取引であること。 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「JSCC」という。）が定める方法により照合された取引であること。 JSCCの清算参加者同士の取引であり、かつJSCCを利用することに合意していること。 固定金利と変動金利の交換又は変動金利と変動金利の交換を行う取引であること。 変動金利がBritish Bankers' Associationが公表する日本円LIBORであること。 変動金利の期間が3か月又は6か月であること。 円建ての取引であること。 契約期間（開始日から終了日までの日数）が28日以上であること。 契約の残存期間（債務負担申込日から終了日までの日数）が3日以上14,623日以内であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱対象範囲の拡大については、清算参加者のニーズやリスク管理の枠組みの検討を踏まえつつ引き続き検討を行う。 ・定義集については、2000年版又は2006年版とする。 ・具体的には、当初はMarkitSERV社が提供するMarkitWireで照合された取引であることとする。 ・有価証券等清算取次ぎによるものを含む。 ・全国銀行業協会が公表するTIBORについては、早期に取扱いを開始すべく引き続き検討を行う。 ・その他の変動金利の期間（1か月等）についても早期に取扱いを開始すべく引き続き検討を行う。 ・スタブについては、フロント・スタブ又はバック・スタブのどちらかのみを可能とし、ショート・スタブ及びロング・スタブ双方を可能とする。

項目	内容	備考
<p>2. 営業日</p> <p>3. 清算参加者制度</p> <p>(1) 清算資格</p> <p>(2) 清算資格の取得要件及び維持要件</p>	<p>想定元本が1円以上10兆円以下であること。</p> <p>日数計算式について、変動金利については、Actual/360、固定金利については、ISDA定義集に定義するものであること。</p> <p>営業日調整がFollowing、Modified Following又はPrecedingのいずれかであること。</p> <p>金利の支払いに係る営業日が東京のカレンダーを参照していること。</p> <p>金利更改に係る営業日がロンドンのカレンダーを参照していること。</p> <p>その他、JSCCが定める要件に合致する取引であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存取引についても、要件を満たす場合には清算対象取引とする。 ・JSCCの営業日は日本国内の営業日をベースとする。 ・金利スワップ取引に係る清算資格（金利スワップ清算資格）を新設し、同資格を取得した者を金利スワップ取引に係る清算参加者（金利スワップ清算参加者）とする。 ・以下の要件をすべて満たす者は、JSCCの承認を受けて金利スワップ清算資格を取得することができるものとする。 金融商品取引業者又は登録金融機関であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京のカレンダーにロンドン、ニューヨーク又はTARGET (the Trans-European Automated Real-time Gross settlement Express Transfer system)のカレンダーの参照を追加した取引についても対象とする。 ・現行の清算資格（現物、有価証券オプション、国債先物等、指数先物等、CDS）とは別の清算資格とする。 ・自社清算資格、他社清算資格の区別は設けないこととする。 ・日本国内に支店がある外国法人についても対象となり

項目	内容	備考																		
	<p>財務状況について次に掲げる基準を満たし、かつ、安定した収益力が見込まれること。ただし、自己資本額基準及び信用力基準を満たしている親会社等が保証をしている場合には、清算参加者自身については自己資本額基準を 500 億円以上とし、信用力基準は適用しない。当該親会社等が自己資本額基準及び信用力基準に加えて自己資本規制比率（自己資本比率、ソルベンシー・マージン比率）基準をも満たす場合には、清算参加者自身については自己資本額基準を 500 億円以上とし、信用力基準及び自己資本規制比率（自己資本比率、ソルベンシー・マージン比率）基準は適用しない。</p> <p>【金融商品取引業者に係る基準】</p> <table border="1" data-bbox="521 676 1344 924"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己資本額（注 1）</td> <td>1,000 億円以上</td> </tr> <tr> <td>自己資本規制比率（注 2、3）</td> <td>200% 超</td> </tr> <tr> <td>信用力</td> <td>一定の信用力を有する</td> </tr> </tbody> </table> <p>【登録金融機関に係る基準】</p> <table border="1" data-bbox="521 971 1352 1318"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己資本額（注 1）</td> <td>1,000 億円以上</td> </tr> <tr> <td>自己資本比率（注 3、4、5）</td> <td>国際基準：8% 超 国内基準：4% 超</td> </tr> <tr> <td>ソルベンシー・マージン比率（注 3、6）</td> <td>400% 超</td> </tr> <tr> <td>信用力</td> <td>一定の信用力を有する</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注 1）金融商品取引業者にあつては自己資本規制比率上の自己資本の</p>	項目	基準	自己資本額（注 1）	1,000 億円以上	自己資本規制比率（注 2、3）	200% 超	信用力	一定の信用力を有する	項目	基準	自己資本額（注 1）	1,000 億円以上	自己資本比率（注 3、4、5）	国際基準：8% 超 国内基準：4% 超	ソルベンシー・マージン比率（注 3、6）	400% 超	信用力	一定の信用力を有する	<p>うる。ただし、当面の間、米国法人については金利スワップ清算資格の付与対象としないものとし、米国における Dodd-Frank 法による新たな規制環境が判明したところで、資格付与について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 清算参加者の業種範囲の将来的な拡大（左記の要件の見直し）については、リスク管理に必要な情報（財務情報や破綻に関する情報等）を適時に取得可能であること等、リスク管理上の問題点を整理のうえ、引き続き検討する。 信用力基準については、清算参加者の格付けのいずれかが A 格相当以上（清算参加者が格付けを取得していない場合は親会社の格付けが A + 格相当以上）であることを判断要素の一つとしつつ、総合的に判断する。 格付けは、信用格付業者（㈱格付投資情報センター、㈱日本格付研究所、ムーディーズ・ジャパン株式会社、ムーディーズ SF ジャパン株式会社、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社、日本スタンダード&プアーズ株式会社（これらの特定関係法人を含む。）のうちいずれかの付与する長期の債務を履行する能力に係る格付け（いわゆる勝手格付けを除く。）とする。 親会社とは、他の会社の財務及び事業の方針の決定を支配している会社をいい、その親会社を含む。
項目	基準																			
自己資本額（注 1）	1,000 億円以上																			
自己資本規制比率（注 2、3）	200% 超																			
信用力	一定の信用力を有する																			
項目	基準																			
自己資本額（注 1）	1,000 億円以上																			
自己資本比率（注 3、4、5）	国際基準：8% 超 国内基準：4% 超																			
ソルベンシー・マージン比率（注 3、6）	400% 超																			
信用力	一定の信用力を有する																			

項目	内容	備考
	<p>額、登録金融機関にあっては自己資本比率規制上の自己資本の額</p> <p>(注2)いわゆる「川下規制」の対象となる場合は、単体の自己資本規制比率及び連結自己資本規制比率</p> <p>(注3)清算参加者の信用状況に鑑み JSCC が必要と認める場合は、1.25倍した数値を基準として適用</p> <p>(注4)保険会社以外の登録金融機関に適用</p> <p>(注5)国際基準は海外に営業拠点を有する金融機関に、国内基準は海外に営業拠点を有しない金融機関に適用</p> <p>(注6)保険会社に適用</p> <p>適切な経営体制及び業務執行体制を有していること。業務執行体制に関しては、破綻した清算参加者のポートフォリオの処理手続に参加できる業務執行体制を有していることを要件の一つとし、それを裏付けるものとして、保有する金利スワップ取引に係る自社又は自社を含む企業集団のポートフォリオが10兆円以上あること。ただし、自社を含む企業集団単位でポートフォリオの額を算出する場合には、10兆円に自社を含む企業集団における清算参加者の数を乗じた額とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・親会社等による保証は、清算参加者の金利スワップ清算資格に関する JSCC に対するすべての債務及び保証を受ける清算参加者の破綻処理により JSCC が受けた損失を対象とし、かつ、極度額を設けることはできない。 ・保証する親会社等に係る自己資本額基準は、左記の自己資本額に保証する清算参加者の社数（自社が清算参加者の場合は自を加える）を乗じた額とする。 ・親会社等とは、親会社又は親会社の子会社（他の会社に財務及び事業の方針の決定を支配されている会社をいい、その子会社を含む。）とする。 ・(注3)の「清算参加者の信用状況に鑑み JSCC が必要と認める場合」については、清算参加者の格付けの最低の格付けがA格相当未満（清算参加者が格付けを取得していない場合は親会社の最低の格付けがA+格相当未満）であることを判断要素の一つとしつつ、総合的に判断する。 ・トレーディング機能を有するグループ内の海外取引主体等との間で契約により必要な協力関係を構築することで破綻した清算参加者のポートフォリオ処理手続に参加できる業務執行体制を整えることも認める。

項目	内容	備考
(3) 清算参加者の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・金利スワップ清算資格の維持要件は、上記の取得要件と同様とする。ただし、信用力基準については、清算参加者の信用状況に鑑み JSCC が必要と認める場合には、信用状況に応じて当初証拠金の割増し及び清算資格の取消しを行うことができることとする。 ・清算参加者は、業務の廃止や解散等に係る事前の届出義務、支払い不能となった場合や清算資格の維持基準を下回った場合、財務書類を作成した場合等における報告義務を負う。 ・清算参加者は、他の清算参加者の破綻時において、破綻した清算参加者のポートフォリオの処理手続に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清算参加者の信用状況に鑑みた当初証拠金の割増し及び清算資格の取消しの具体的な水準については、別紙 1 参照。 ・ポートフォリオの処理手続については、項番 1 7 . 参照。
(4) 清算資格の喪失	<ul style="list-style-type: none"> ・清算参加者は、清算資格を喪失しようとする場合には、JSCC に清算資格の喪失申請を行う。 ・清算資格の喪失は、申請日から 30 暦日が経過した日又は清算参加者のポジションの解消した時点のいずれか遅い方において効力が発生することとする。 ・資格喪失参加者は、資格喪失後、JSCC の指定する日までに JSCC に対する一切の債務を弁済するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知のため、JSCC は喪失申請があった旨を公表する。 ・清算資格の喪失の効力発生時点について、参考 1 参照。 ・資格喪失申請後に清算参加者の破綻が発生した場合等の取扱いについては、項番 1 6 . (7) 備考欄参照) ・損失補償制度 (項番 1 6 . 参照) における特別清算料等の額が確定しない場合には、JSCC に概算額を差し入れ、当該額の確定後に差額を授受するものとする。 ・資格喪失参加者の債務が弁済された場合には、JSCC は清算基金について遅滞なく返還する。
(5) 清算参加者に対する措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ JSCC は、清算参加者に対して次の措置をとることができる。 規則違反等による債務負担停止、清算資格取消し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ の措置をとった場合には、他の清算参加者への通知

項目	内容	備考
<p>4 . 有価証券等清算取次ぎ</p> <p>(1) 清算委託者の範囲</p> <p>(2) 清算委託者の要件</p> <p>(3) 有価証券等清算取次ぎに係る基本的手続</p>	<p>過大なポジションを有する場合の報告、増担保等措置、ポジション改善指示、債務負担停止措置</p> <p>担保に関する規制措置（代用有価証券の掛け目の引下げ）</p> <p>清算業務の運営上必要と認める場合における資料の請求、検査等</p> <p>・ 清算参加者の顧客が行う取引についても JSCC を利用することを可能とするため、有価証券等清算取次ぎを導入する。</p> <p>・ 有価証券等清算取次ぎの対象となる IRS 取引は、清算対象取引と同じとする。</p> <p>・ 清算業務開始当初は、有価証券等清算取次ぎの委託を行うことができる顧客（清算委託者）の範囲を、清算参加者を含む企業集団と同一の企業集団に含まれる会社に限定する（アフィリエイト・クリアリング）。</p> <p>・ (3) の手続を行っていること。</p> <p>・ MarkitWire の利用者であること。</p> <p>・ 清算参加者は、有価証券等清算取次ぎを受託しようとする場合には、あらかじめ委託者である顧客と JSCC が定める清算受託契約を締結するものとする。</p>	<p>又は公表を行う。</p> <p>・ 清算資格取消しに当たり、一定期間内に未決済約定を解消できない場合は、オークションにより処理する。</p> <p>・ 海外ブックを利用した取引も顧客の取引として有価証券等清算取次ぎを利用することにより、JSCC において清算することができる。</p> <p>・ 清算受託契約については、JSCC がひな形を定める。</p>

項目	内容	備考
(4) 顧客ポジションの区分管理	<ul style="list-style-type: none"> ・清算参加者は、清算受託契約を締結しようとするときは、あらかじめその内容のほか必要な事項を JSCC に届け出るものとする。 ・清算委託者は、清算受託契約を締結した清算参加者（受託清算参加者）を通じて、JSCC の規則を遵守する旨を記載した誓約書を JSCC に提出する。 ・JSCC は、清算参加者の取引について、顧客の計算に係る有価証券等清算取次ぎによる取引（以下「顧客取引」という。）と清算参加者の自己の計算による取引（以下「自己取引」という。）に区分してポジションの管理を行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・誓約書については、JSCC がひな形を定める。 ・清算参加者口座において区分して管理する。項番 5 . 参照。
(5) 顧客取引に係る当初証拠金の直接預託	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客は有価証券等清算取次ぎを委託した清算参加者に当初証拠金を差し入れるものとする。清算参加者は顧客から差し入れを受けた当初証拠金の全部を、当該顧客の代理人として JSCC に預託するものとする（直接預託）。 ・顧客が差し入れる当初証拠金の額は、当該顧客のポジションに基づき、JSCC が算出した所要額以上の額とする。 ・JSCC は、清算参加者の顧客取引に係る当初証拠金と清算参加者の自己取引に係る当初証拠金を区分して管理することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場デリバティブ商品及び CDS 取引と同じ直接預託スキームを構築する。 ・顧客取引に係る当初証拠金所要額の算出方法は、自己取引と同じとする。
(6) 顧客取引に係る当初証拠金の差換預託	<ul style="list-style-type: none"> ・当初証拠金の「直接預託」によるほか、清算参加者は、顧客の同意を得て、当該顧客に委託当初証拠金を差し入れさせることができる。 ・清算参加者は、顧客が委託当初証拠金を清算参加者に預託した場合には、当該顧客が預託した委託当初証拠金相当額以上の自己の金銭を当初証拠金として JSCC に預託しなければならない（差換預託）。 ・清算参加者は、顧客から預託を受けた委託当初証拠金について、顧客毎の 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託当初証拠金の代用有価証券の範囲は当初証拠金等と同様（日本国債及び米国債）とする。 ・清算参加者が預託を受けた委託当初証拠金は、当該清

項目	内容	備考
(7) 当初証拠金の返還請求権	<p>状況を管理しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> JSCC に預託された清算参加者の各顧客に係る顧客取引における当初証拠金に関する返還請求権は、JSCC に直接預託分として預託されている額及び委託当初証拠金額の差換預託分として JSCC に預託されている額のうち委託当初証拠金の額（以下「顧客預託合計額」という。）を限度として、以下に掲げる者が以下に定める額に相当する部分について有するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 顧客 <p>当該顧客に係る顧客預託合計額から当該顧客が清算参加者に対して負担する債務の未履行部分に相当する額を控除した額</p> 清算参加者 <p>顧客預託合計額から、 の額及び当該清算参加者が JSCC に対して負担する当該顧客の委託に基づく取引に係る債務の未履行部分に相当する額を控除した額</p> 	算参加者が保管する。
(8) 顧客取引に係る変動証拠金等の授受	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の有する当初証拠金の返還請求権の行使は、清算参加者が当該顧客の代理人として行使するものとする。 顧客取引に係る変動証拠金、変動証拠金に対する利息、クーポン及びアップフロントフィーについて、顧客と清算参加者との間で授受を行う。 	
(9) 顧客取引に係る日中証拠金	<ul style="list-style-type: none"> 顧客は、顧客取引に係る日中証拠金について、当初証拠金又は委託当初証拠金として清算参加者に差し入れを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 顧客取引に係る日中証拠金所要額の算出方法は、自己取引と同じとする。

項目	内容	備考
5．口座概念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、債務負担を行った金利スワップ取引を記録する口座（以下「清算参加者口座」という。）を JSCC に保有する。 ・ 清算参加者口座は、清算参加者の自己取引を記録する口座（以下「自己取引口座」という。）と顧客（清算委託者）取引を顧客別に記録する口座（以下「顧客取引口座」という。）で構成される。 ・ 当初証拠金、日中証拠金及び変動証拠金の所要額は、自己取引口座・顧客取引口座ごとに計算する。 ・ 清算参加者は、清算参加者口座に関する情報をあらかじめ JSCC に届け出る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客取引口座は顧客ごとに設定する。 ・ 自己取引口座及び顧客取引口座とも、当該口座を複数に区分した口座（以下「区分口座」という。）の設定を可能とする。 ・ 区分口座を設定している場合においても「自己取引口座」「顧客取引口座」ごとにポジションを合算して計算を行う。
6．債務負担 (1) 債務負担の申込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務負担の申込みは、MarkitWire に債務負担の申込みに係る情報を登録することにより行う。 ・ 債務負担の申込みは、債務負担を申し込もうとする取引の両当事者が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ MarkitWire 上において「Send For Clearing(JSCC)」の登録を行う。
(2) 債務負担処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ JSCC は、以下の 及び のとおり債務負担処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務負担により、債務負担の対象取引の両当事者である清算参加者と JSCC との間に新たな取引が成立し、それを条件として、当該清算参加者間における債務負担の対象取引は合意解約となる。 ・ 新たに債務負担を行うことによるリスクが極端に大きいと認められる取引については、JSCC は、当該取引について債務負担を行わないことができる。

項目	内容	備考
<p>当日債務負担処理</p> <p>翌日債務負担処理</p> <p>7. 当初証拠金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ JSCC は、前営業日の午後 4 時の後、当日の正午までの間に債務負担の申込みが行われた取引について、次に掲げる要件を全て満たすことを確認したときに、債務負担を行う。 清算対象取引の要件を満たすものであること。 当日又は翌営業日が利払日又はアップフロントの決済日に当たらないこと。 全ての清算参加者が日中証拠金の不足を解消していること。 ・ JSCC は、上記 の要件を満たすことの確認を午後 3 時 30 分までに行う。 午後 3 時 30 分の時点において要件を満たすことが確認できない場合には、当日における当日債務負担処理は一切行わないものとする。 ・ JSCC は、当日の正午の後、午後 4 時までの間に債務負担の申込みが行われた取引について、次に掲げる要件をすべて満たすことを確認したときに、債務負担を行う。 清算対象取引の要件を満たすものであること。 翌営業日又は翌々営業日が利払日又はアップフロントの決済日に当たらないこと。 翌営業日において全ての清算参加者が当初証拠金の不足を解消し、かつ、変動証拠金の預託を完了していること。 ・ JSCC は、上記 の要件を満たすことの確認を翌営業日の正午までに行う。 翌営業日の正午の時点において要件を満たすことが確認できない場合には、当該取引を含む翌日債務負担処理は一切行わないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務負担処理は 1 日 2 サイクルとなる。 ・ バックロード取引 (JSCC が債務負担の申込みを受領した日において 10 営業日以上経過している取引) については当日債務負担処理の対象外とする。 ・ 左記の場合においても、JSCC が適当と認めるときは、臨時での当日債務負担処理を行うことができる。 ・ バックロード取引については、左記の債務負担の申し込みのタイミングにかかわらず、午後 4 時までの間に債務負担の申し込みが行われた取引を翌日債務負担処理の対象とする。 ・ 左記の場合においても、JSCC が適当と認めるときは、臨時での翌日債務負担処理を行うことができる。

項目	内容	備考
<p>(1) 算出方法</p> <p>基本的な考え方</p> <p>具体的な計算方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者破綻時に、破綻参加者のポジション処理が完了するまでの間にイールド・カーブが変動することにより想定される損失額を、当初証拠金所要額とする。 各営業日における午後4時時点の各金利スワップ清算参加者のポジション（債務負担予定取引を含む。）について、過去の1,250日間（参照期間）における5日間（保有期間）のマーケット・データの変動を基にシナリオを組成し、当日のマーケット・データを当該各シナリオに基づき変化させた場合の正味現在価値（以下「NPV」という。）の変動額を算出したうえで、当該変動幅について、最大の損失をカバーする額を当初証拠金所要額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初証拠金の計算及び通知は、JSCCが行う。 清算参加者は自己取引に係る当初証拠金所要額及び各顧客の当初証拠金所要額を合計した額を預託するものとする。 変動幅については、直近のマーケットのボラティリティの水準をより反映させるため、EWMA(Exponentially Weighted Moving Average)の手法を用いて、参照期間におけるマーケット・データを調整する（別紙2参照）。
<p>(2) 計算に使用するイールド・カーブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 午後3時2分時点のイールド・カーブとしてJSCCが算出したものを使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 変動証拠金の計算に用いるイールド・カーブに同じ。
<p>(3) 流動性に応じた当初証拠金の割増し</p>	<ul style="list-style-type: none"> JSCCは、金利スワップ清算参加者の保有するポジションの規模に応じて、当初証拠金の割増しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初証拠金の額に応じて行う。具体的な適用基準及び割増率については、別紙3参照。
<p>(4) 当初証拠金の預託</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当初証拠金預託額に不足が生じた場合には、不足が生じた日（算出日）の翌営業日の正午までに預託を行うものとする。 当初証拠金については、日本円に加えて代用有価証券（日本国債及び米国債）による預託を可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 代用有価証券については、価格変動を踏まえた掛け目を設定する。

項目	内容	備考
<p>8. 変動証拠金</p> <p>(1) 算出方法</p> <p>(2) NPVの算出に用いるイールド・カーブ</p> <p>カーブの種類</p> <p>a. フォワード・カーブ</p> <p>b. ディスカウント・カーブ</p> <p>クレンジングの方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各営業日における午後4時時点の各金利スワップ清算参加者のポジション（債務負担予定取引を含む。）について、当日のイールド・カーブを使用して算出したNPVと前営業日のイールド・カーブを利用して算出したNPVとの変動額を変動証拠金として授受する。 ・JSCCは、JSCCが定めるグリッド・ポイントについて、午後3時2分時点の気配値として各ブローカー、ディーラー及び気配値の提出に係る指定清算参加者が提供する気配値を取得したうえでフォワード・カーブを算出する。 ・変動証拠金の計算に用いるディスカウント・カーブについては、OIS（Overnight Index Swap）カーブを用いる。 ・全ての清算参加者は、JSCCが定めるグリッド・ポイントについて、午後3時2分時点の気配値をJSCCに提出する。 ・JSCCは提出された気配値を基にディスカウント・カーブを算出する。 ・取得した気配値のうち、原則として、上下1社の金利データを除外した上で平均値を算出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・変動証拠金の計算及び通知は、JSCCが行う。 ・グリッド・ポイントについては、別紙4のとおり。 ・気配値については、トムソン・ロイター社の提供する端末上から取得する。 ・気配値の提出制度については別紙5を参照。 ・算出の基となる気配値は日本国債先物取引の引けと同じタイミングとすべく設定（以下bにおいて同じ。） ・グリッド・ポイントについては、別紙6のとおり。 ・気配値の提出制度については別紙5を参照。 ・各グリッド・ポイントにおいて異常な値が存在する場合には、JSCCにおいて調整を行う。

項目	内容	備考
グリッド・ポイント間の補間方法 気配値の信頼性を確保するための仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・対数ベースの3次スプラインによる補間を行う。 ・提出された気配値の信頼性を確保するための仕組みを導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出された気配値の信頼性を確保するための仕組みの詳細については別紙5参照。 ・気配値提出の業務の習熟や業務の状況を踏まえた制度見直し検討のための期間として、業務開始後の9か月間は当該仕組みを適用しない期間と位置づける(ドライラン期間)。
(3) 変動証拠金の決済	<ul style="list-style-type: none"> ・金利スワップ清算参加者は、変動証拠金について、JSCC との間で現金により授受を行う。 ・変動証拠金の支払方となる清算参加者は、JSCC が通知を行った日の翌営業日の正午までに JSCC へ預託を行う。 ・変動証拠金の受領方となる清算参加者は、同午後1時30分以降に JSCC から預託を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・変動証拠金に対しては日本銀行が発表する無担保コール翌日物金利(平均値)を用いて日々付利を行い、日次で決済を行う。 ・変動証拠金を JSCC から預託されている清算参加者は JSCC に利息を支払うものとし、変動証拠金を JSCC に預託している清算参加者は JSCC から利息を受領する。
(4) クーポン・トリートメント	<ul style="list-style-type: none"> ・クーポンの決済日において、クーポンの決済額と当該クーポンの支払いに伴う NPV の変動額(変動証拠金)との相殺を可能とするため、クーポンの支払日前営業日においては、当該クーポンに相当する NPV をゼロとしたうえで変動証拠金の算出を行う。 	

項目	内容	備考
<p>9 . 日中証拠金 (1) 算出方法</p> <p>(2) 計算に使用するイールド・カーブ</p> <p>(3) 日中証拠金の預託</p> <p>10 . 急激なマーケット・データの変動等が発生した場合における当初証拠金等の臨時預託</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各営業日における正午時点の各金利スワップ清算参加者のポジション（債務負担予定取引を含む。）について、直近のマーケット・データを用いて再計算した当初証拠金相当額に、直近のマーケット・データで再計算した変動証拠金相当額（前営業日の変動証拠金算出時点から当該日中証拠金の算出時点までの NPV の変動額）を加減した額を日中証拠金の所要額とする。 ・午前 11 時 2 分時点のイールド・カーブとして JSCC が算出したものを使用する。 ・日中証拠金は、当初証拠金として預託を行う。 ・当初証拠金預託額が日中証拠金の所要額に不足する場合には、不足が生じた日（算出日）の午後 3 時 30 分までに預託を行うものとする。 ・日中証拠金については、日本円に加えて代用有価証券（日本国債及び米国債）による預託を可能とする。 ・JSCC は、マーケット・データに急激な変動が生じた場合等において、JSCC が必要と認めたときは、当初証拠金、変動証拠金又は日中証拠金の所要額を臨時に算出し、預託を求めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・変動証拠金の計算に用いるイールド・カーブと同様に算出する。（気配値の提出制度（別紙 5 参照）についても変動証拠金と同様とする。） ・算出の基となる気配値は日本国債先物取引の前引けと同じタイミングとすべく設定。 ・当初証拠金の預託額を日中証拠金の預託とみなす。 ・代用有価証券については、価格変動を踏まえた掛け目を設定する。

項目	内容	備考
<p>11. 清算基金</p> <p>(1) 清算基金の目的</p> <p>(2) 清算基金所要額</p> <p>(3) 清算基金の預託</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金利スワップ取引に関し、清算参加者が預託する当初証拠金でカバーされないリスクを担保するため、清算参加者に対し清算基金の預託を求めるものとする。 ・清算基金所要額は、極端ではあるが現実に起こりうる市場環境下（ストレス状態）において複数の清算参加者が破綻した場合に、当該破綻参加者の預託する証拠金等が不足することで発生する損失をカバーできる額とする。 ・具体的には、ストレス状態において清算参加者が破綻した場合に想定される損失額のうち当初証拠金所要額を超える額（以下「担保超過リスク額」という。）が上位である2社の担保超過リスク額の合計額を、各清算参加者の当初証拠金所要額に応じ按分した額（当該額が最低所要額に満たない場合は最低所要額）とする。 ・清算基金所要額は、毎週の最終営業日の前営業日に算出を行う。 ・清算基金預託額に不足が生じた場合には、不足が生じた日（算出日）の翌営業日の午後2時までに預託を行うものとする。 ・清算基金については、日本円に加えて代用有価証券（日本国債及び米国債）による預託を可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清算基金の計算及び通知は、JSCC が行うこととする。 ・最低所要額は1億円とする。 ・ストレス状態での清算参加者破綻時の損失額は、過去の金利変動から主成分分析の手法により抽出したイーールド・カーブの主要な構成要素と、市場の過去最も激しい変動の組合せにより生成した6通りストレスシナリオ（別紙7参照）において想定される最大の損失額とする。 ・代用有価証券については、価格変動を踏まえた掛け目を設定する。

項目	内容	備考
1 2 . 金利更改	<ul style="list-style-type: none"> ・ BBA LIBOR の適用金利については、ロイタースクリーン (LIBOR01) 上に表示される、金利更改日の 2 ロンドン銀行営業日前の日のロンドン時間午前 11 時時点の金利を適用する。 	
1 3 . 資金決済方法 (1) 決済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者と JSCC との間の金銭の授受のうち、変動証拠金、変動証拠金に対する利息、クーポン及びアップフロントフィー (以下「決済代金」という。) については、日銀ネット上での口座振替により決済を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日銀ネットの利用については、日本銀行の同意が得られることが前提となる。
(2) ネットिंग	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、金利スワップ取引の日々の決済代金について、決済日が同日となる場合、ネットिंगした金額を JSCC との間で授受する。 	
1 4 . 担保の差入れ 及び返戻		
(1) 担保の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、当初証拠金、日中証拠金及び清算基金について、日本円又は代用有価証券により預託することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動証拠金はすべて現金により授受するものとし、代用有価証券による預託は認めない。
(2) 現金による担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者と JSCC との間の日本円による当初証拠金、日中証拠金及び清算基金の差入れ及び返戻は、日本において、清算参加者の口座と JSCC が市中銀行に開設した口座との間の口座振替により行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動証拠金については、日銀ネットにおける口座振替により行う。(項番 1 2 . (1) 参照)
(3) 現金による担保に対する付利	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預託された当初証拠金、日中証拠金及び清算基金の付利については、引き続き運用事例等について調査・研究を進め、改めて業務開始前に具体的な 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現下の金利情勢を踏まえると、運用収益が極めて限定的な状況にある。

項目	内容	備考
<p>(4) 代用有価証券</p> <p>15. デクリアー</p> <p>16. 損失補償制度 (1) 損失補償の財源</p>	<p>運用方法・体制等について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代用有価証券は、国債及び米国財務省証券とする。 ・国債の授受は、日本銀行の国債振替決済制度における清算参加者の口座と JSCC の口座との間の口座振替により行う。 ・米国財務省証券の授受は、FED-WIRE を利用して清算参加者の現地保管機関における口座と JSCC の現地保管機関における口座との間の振替により行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・清算参加者は、JSCC に対して MarkitWire 経由で申請を行うことで、デクリアー（申請のあった取引を JSCC による清算の対象から削除し、原取引の当事者間の取引に戻す処理）を行うことができる。 ・JSCC は、前営業日の午後 4 時の後、当日の午前 11 時 30 分までの間にデクリアーの申込みが行われた取引について、当日の当日債務負担処理において日中証拠金の不足が解消されたことを確認したときにデクリアーを行う。 ・JSCC は、当日の午前 11 時 30 分の後、午後 4 時までの間にデクリアーの申込みが行われた取引について、翌営業日における翌日債務負担処理において当初証拠金の不足を解消し、かつ、変動証拠金の預託を完了していることを確認したときにデクリアーを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・JSCC の破綻によるシステミック・リスクの発生を回避するため、清算参加者の破綻により JSCC に発生する損失については、次の順位により補填 	<ul style="list-style-type: none"> ・代用有価証券については、価格変動を踏まえた掛け目を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・CPSS-IOSCO 勧告（勧告 5：財務資源）を踏まえ、清算参加者の破綻時の損失補償財源については、定期的

項目	内容	備考
<p>(2) 非破綻清算参加者の清算基金による負担の取扱い</p>	<p>するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (第 1 位) 破綻清算参加者の証拠金・清算基金 (第 2 位) JSCC による負担 (第 3 位) 非破綻清算参加者の清算基金及び JSCC による負担 (第 4 位) 非破綻清算参加者による特別清算料 (第 5 位) 変動証拠金等の勝ち方清算参加者による負担 <ul style="list-style-type: none"> ・ JSCC は、IRS 取引の清算業務の開始に際して、第 2 位及び第 3 位の JSCC による負担の金額として、それぞれ一定額を確保する。 ・ これに加え、JSCC は、IRS 取引の清算業務に係る利益に相当する額から、第 2 位の JSCC による負担の原資とする額を積み立て、業務開始時に確保した一定額と当該積立額を財源として、第 2 位の JSCC による負担を行う。 ・ 第 3 位の損失補償財源による補填にあたり、非破綻清算参加者と JSCC は、非破綻清算参加者の清算基金所要額と JSCC による負担の財源額とで按分した金額を負担する。 ・ 各非破綻清算参加者は、非破綻清算参加者の負担として按分された額について、各非破綻清算参加者の清算基金所要額により按分した金額を負担する。 ・ 各非破綻清算参加者の清算基金による負担は、最初の破綻から起算して 30 	<p>に検証を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非破綻清算参加者とは、破綻清算参加者以外の清算参加者とする（以下同じ。） ・ 清算基金は、IRS 取引に係る清算基金に限る（以下同じ。） ・ 変動証拠金等の勝ち方清算参加者とは、破綻後における変動証拠金等の累計が勝ち方となっている清算参加者とする（以下同じ。） ・ 変動証拠金等とは、変動証拠金、変動証拠金に対する利息、クーポン及びアップフロントフィーとする（以下同じ。） ・ 確保する一定額は、それぞれ 20 億円とする予定。 ・ JSCC は、JSCC に按分された額を負担する。

項目	内容	備考
<p>(3) 非破綻清算参加者による特別清算料の取扱い</p> <p>(4) 変動証拠金等の勝ち方清算参加</p>	<p>日目の日までの間（当該期間の間に破綻が発生した場合には、当該破綻から起算して 30 日目までの間とし、その後発生する破綻についても同様とする。以下「上限設定期間」という。）に発生した破綻について、最初の破綻発生時における各非破綻清算参加者の清算基金所要額を限度として行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 清算基金による負担が行われた場合には、上限設定期間の終了時に、その時点の清算基金所要額まで預託額を回復させる。 破綻清算参加者のポジションのオークションにおける落札清算参加者の清算基金について、他の清算参加者の清算基金の使用後に使用することとする。また、オークションで入札を行わなかった清算参加者の清算基金について、全額を他の清算参加者の清算基金の使用に先立って使用することとする。 清算参加者の破綻により JSCC に発生する損失が第 1 位から第 3 位までの損失補償財源を超過した場合には、非破綻清算参加者の特別清算料で損失を補填する。 各非破綻清算参加者の特別清算料は、各非破綻清算参加者の清算基金所要額により按分した金額とする。 各非破綻清算参加者の特別清算料は、上限設定期間に発生した破綻について、最初の破綻発生時における各非破綻清算参加者の清算基金所要額を限度として行う。 清算参加者の破綻により JSCC に発生する損失が第 1 位から第 4 位までの損失補償財源を超過した場合には、変動証拠金等の勝ち方清算参加者によ 	<ul style="list-style-type: none"> 「落札回避を意図した極端に悪いプライスによる入札」を防止することを目的とした、入札価格に基づく清算基金等の優先的な使用については、他の清算機関における検討状況等を踏まえつつ引き続き検討する。（項番 17 . (5) 備考欄参照。） 左記の変動証拠金等の勝ち方参加者による負担は、特別清算料とする。

項目	内容	備考
<p>者による負担の取扱い</p> <p>(5) 上限設定期間における担保預託</p> <p>第二当初証拠金(仮称)の計算方法</p>	<p>る負担で損失を補填する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各変動証拠金等の勝ち方清算参加者による負担は、各変動証拠金等の勝ち方清算参加者の破綻後の変動証拠金等の累計の勝ち分(以下「勝ち分累計額」という。)に応じて按分した金額とする。この場合において、各変動証拠金等の勝ち方清算参加者の負担は、破綻後における破綻清算参加者の変動証拠金等の累計の負け分を按分した額を限度とする。 上限設定期間においては、清算基金については、最初の破綻発生時における清算基金所要額(第3位の損失補償の財源として使用された金額がある場合には当該金額を除く。)を適用する。 上限設定期間においては、清算基金とは別に、各非破綻清算参加者の清算基金所要額の変動に基づいて計算される担保(第二当初証拠金(仮称))の預託を求めることとする。 上限設定期間においては各非破綻清算参加者の清算基金所要額を日次で計算する。 当日の計算上所要額が前営業日の適用所要額と比べて一定割合超の増加となった場合、当日の計算上所要額を当日の適用所要額とし、前営業日の適用所要額からの増加額を第二当初証拠金(仮称)の所要額とする。 当日の計算上所要額が前日の適用所要額と比べて一定割合以下の増加となった場合又は当日の計算上所要額が前日の適用所要額と比べて減少した場合、前日の適用所要額を当日の適用所要額とする。 上限設定期間の終了をもって第二当初証拠金(仮称)の所要額をゼロとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 週次での清算基金所要額の計算結果は適用しない。 日々の計算で算出された清算基金所要額を「計算上所要額」、第二当初証拠金(仮称)の所要額の計算に実際に用いられる金額を「適用所要額」とする(以下同じ。) 一定割合については引き続き検討する。 この場合、第二当初証拠金(仮称)の所要額は変わらない。 上限設定期間の終了日の翌営業日において、上限設定期間中に預託された第二当初証拠金(仮称)を清算基

項目	内容	備考
<p>第二当初証拠金 (仮称)の預託</p> <p>(6)第4位又は第5位の損失補償財源の不払い発生時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第二当初証拠金(仮称)の預託額に不足が生じた場合には、不足が生じた日の翌営業日の正午までに預託を行うものとする。 ・第二当初証拠金(仮称)の預託における取扱い(現金による預託、預託された現金に対する付利、代用有価証券による預託)については、当初証拠金と同様とする(項番14.参照)。 <ul style="list-style-type: none"> ・非破綻清算参加者が、第4位又は第5位として負担すべき額をJSCCに支払わない場合、当該非破綻清算参加者(以下「二次破綻清算参加者」)について破綻処理を行う。 ・第4位又は第5位として負担すべき額をJSCCに支払わないことにより発生する損失は、二次破綻清算参加者の担保により充当し、残存する損失については、それぞれの損失補償財源の順位に係る損失として、他の非破綻清算参加者が当該順位における損失負担方法に沿って負担する。 	<p>金の預託額に移換する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4位又は第5位の損失補償財源の不払いによりJSCCの損失相当額が損失補償財源を超過し、破綻清算参加者のポートフォリオに係るオークションが事後的に不成立となる事態を回避するため、以下の案などを念頭に、オペレーション面や入札価格への影響を踏まえて対応策を引き続き検討する。 <p>オークション実施後、落札予定価格が、各清算参加者においてアンファンデッド部分の損失補償財源の負担が必要となる水準で決定される見込みである場合は、当該負担すべき金額がJSCCに差し入れられた時点でオークションを成立させる。</p> <p>JSCCにおいて実際に確保されている損失補償財源の範囲内でオークションを成立させる。損失がJSCCにおいて実際に確保された損失補償財源を超過することとなる場合には、オークションを不成立とし、第4位又は第5位の損失補償財源に係る担保金をJSCCに差し入れたうえで、改めてオークションを行</p>

項目	内容	備考
(7) 清算資格喪失申請者の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 清算資格の喪失を申請した清算参加者に対しては、清算資格喪失までに発生した清算参加者の破綻に係る損失について、清算基金による負担（第3位）特別清算料（第4位）及び変動証拠金等の勝ち方清算参加者による負担（第5位）を求める。 清算資格を喪失した清算参加者に対しては、清算資格喪失後に発生した清算参加者の破綻について、清算基金による負担（第3位）特別清算料（第4位）及び変動証拠金等の勝ち方清算参加者による負担（第5位）を求めない。 	<p>う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 清算資格の喪失申請をした清算参加者は、喪失申請から30日経過した日とポジション解消のいずれか遅い時点で清算資格を喪失する。 ただし、上限設定期間中に喪失申請した場合、又は喪失申請から30日経過した日とポジション解消のいずれか遅い時点までに破綻が発生した場合には、上限設定期間の終了とポジション解消のいずれか遅い時点で清算資格を喪失する。 清算資格の喪失の効力発生時点について、参考1参照。
(8) 破綻清算参加者からの債権回収分の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 損失補償の対象となった債権について JSCC が破綻清算参加者から回収できた場合には、当該回収額について、損失補償等を行った清算参加者に按分して分配する。 分配は、清算参加者が第3位から第5位までの損失補償財源として負担した金額について行い、なお残額がある場合、非破綻清算参加者においてポジションの期限前終了によって発生した再構築費用に相当すると JSCC が合理的に認める額について行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 第3位から第5位までの損失補償財源として負担した金額に対する清算参加者への分配は、第5位から第3位への順序で、それぞれの順位における負担額で按分した金額により行う。
17. 決済不履行時の処理スキーム		<ul style="list-style-type: none"> 決済不履行時の処理スキームの全体像について、参考2参照。 CDS と同様の枠組みを想定。
(1) ポートフォリ	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者が破綻した場合、JSCC は以下のとおり破綻清算参加者のポー 	

項目	内容	備考
<p>オの処理手続</p> <p>(2) 破綻処理に協力する清算参加者</p> <p>(3) ポートフォリオのリスクヘッジ</p>	<p>トフォリオを処理するものとする。</p> <p>() 破綻処理に協力する清算参加者の招集</p> <p>() 破綻清算参加者のポートフォリオのリスクヘッジの実施</p> <p>() 破綻清算参加者のポートフォリオのオークションの実施</p> <p>()(オークション不成立時の) 協議の実施</p> <p>()(協議不成立時の) すべてのポジションに係る期限前終了の実施</p> <p>・ JSCC は、破綻処理に協力する清算参加者（以下「協力参加者」という。）5社を指定するものとする。</p> <p>・ 協力参加者については、四半期ごとに1社退任し、後任として新たに1社選任する。</p> <p>・ 協力参加者は、破綻清算参加者のポートフォリオのリスクヘッジ及びオークションの実施にあたって、1社あたり1名の人員の提供を行うものとする。</p> <p>・ JSCC は、協力参加者から提供された人員により、「破綻管理委員会」を構成する。当該委員会は、破綻清算参加者のポートフォリオ処理に関するJSCCの諮問機関と位置付ける。</p> <p>・ JSCC は、清算参加者が破綻した場合、速やかに当該清算参加者のポートフォリオの内容を把握し、必要なリスクヘッジを行うものとする。</p>	<p>・ JSCC は、すべての清算参加者を対象とした無作為の順序によるリストを作成する。当該リストの上位5社が協力参加者となる。</p> <p>・ 協力参加者の任期は1年3か月間とする。</p> <p>・ 協力参加者の任期満了後、当該リストの順序に従い新たに1社を選任する。任期を満了した協力参加者は、当該リストの末尾に移動する。</p> <p>・ 協力参加者により提供された人員は助言その他 JSCC が必要と認める行為を行うものとし、破綻処理手続に係る秘密保持義務を負うものとする。</p> <p>・ リスクヘッジの手法等については、破綻管理委員会において協議する。</p>

項目	内容	備考
<p>(4) ポートフォリオのオークションの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オークションの対象となる取引は、破綻清算参加者が保有する自己ポジション及び他の清算参加者に移管されなかった顧客（アフィリエイト）のポジション並びに JSCC が行ったヘッジ取引のポジションとする。 ・JSCC は清算参加者に対し、オークションへの入札を義務付ける。 ・オークションへの入札は清算参加者のみが行うが、顧客（アフィリエイト）も清算参加者を通じて、オークションに参加することができるものとする。 ・オークションにおける最も高い入札価格を落札価格とし、当該落札価格を入札した一清算参加者がオークションに係る全ポジションを落札するものとする。 ・オークションにおける落札参加者と JSCC との間で、当該落札したポートフォリオに相当する IRS 取引が成立する。 ・落札価格に入札した参加者が複数ある場合、抽選を行い、落札参加者を決定する。 ・破綻参加者のポジションが巨大な場合は、破綻管理委員会の助言に基づき、ポジションを複数にグループ分けしたうえで、グループごとにオークションを実施する。 ・清算参加者は、入札の対象となるポートフォリオの内容等オークションに関する情報を漏らしてはならないものとする。 ・オークションが成立した場合、オークション終了後、オークション対象取引の原取引の相手方を破綻参加者から落札参加者へと変更する。 ・落札参加者は、落札代金を JSCC の定める日時に JSCC に支払うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清算資格取得審査時に、業務執行体制の適正性について確認を行う。 ・顧客（アフィリエイト）が落札したポジションの引き受けに係る JSCC に対する責任は、清算参加者に帰属するものとする。 ・最低落札価格及び最高入札価格は設定しない。 ・落札価格が負の値の場合には JSCC から受領する。 ・落札代金は決済代金（項番 13 . 参照）とネッティン

項目	内容	備考
(5) オークションの成立の可能性を高めるための仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者の破綻により JSCC に発生する損失を、非破綻清算参加者の清算基金（第 3 位の損失補償財源）で補填する場合において、オークションの落札清算参加者の清算基金を他の清算参加者の清算基金の使用後に使用することとする。この取扱いは、落札したオークションに係る破綻にのみ適用する。 ・ 入札を行わなかった清算参加者について、清算基金の全額を他の清算参加者の清算基金の使用に先立って使用することとする。この取扱いは、以後、上限設定期間において発生する破綻についても適用する。ただし、オークションにおいて落札清算参加者となった場合には、以後の破綻について、この取扱いを適用しないこととする（この場合、落札したオークションに係る破綻についての清算基金の使用に係る優遇措置は適用しない。） 	<p>グするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オークションの具体的な事務処理については、第 4 位又は第 5 位の損失補償財源を確保する仕組みと併せて検討する（項番 1 6 .(6) 備考欄参照）。 ・ 入札を行った参加者で落札参加者以外の者については、入札価格の水準にかかわらず、清算基金所要額により按分した金額を負担する。 ・ 「落札回避を意図した極端に悪いプライスによる入札」を防止することを目的とした、入札価格に基づく清算基金等の優先的な使用については、他の清算機関における検討状況等を踏まえつつ引き続き検討する。 ・ オークション終了後、IRS 運営委員会において入札の状況について検証し、入札制度の改善の要否等について検討することとする。また、当該検証を受けて措置の必要があると判断した場合、JSCC は、措置評価委員会に対し、措置を行うことについて諮問を行う。
(6) 清算資格喪失申請者の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算資格の喪失を申請した清算参加者についても、清算資格の喪失まではオークションへの参加を義務付けることとする。ただし、当該清算参加者がポジションを解消している場合には、損失補償制度においてその清算基金が優先的に使用されることを条件として、オークションへの参加義務を免除する。 ・ 清算資格の喪失を申請した清算参加者について、清算資格の喪失後に発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算資格の喪失の効力発生時点について、参考 1 参照。

項目	内容	備考
(7) オークション 不成立時の処理	<p>した清算参加者の破綻については、オークションへの参加を求めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オークションの結果、(オークションによる損失相当額を含めた)清算参加者の決済不履行時の処理に伴う JSCC の損失相当額が損失補償制度の財源を超過することが判明した場合には、対応策について、JSCC と清算参加者との間で速やかに協議を行う。 ・協議において対応策に関する合意が成立した場合には、当該対応策によって処理を行う。 ・協議において合意が成立しなかった場合には、オークションを不成立とし、すべての清算参加者のすべてのポジションについて期限前終了を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4位又は第5位の損失補償財源の不払いにより JSCC の損失相当額が損失補償制度の財源を超過する事態を回避するため、第4位又は第5位の損失補償財源を確保する仕組みについて、引き続き検討する(項番16.(6)備考欄参照)。 ・協議において対応策に関する合意の成立は、出席者全員の合意を条件とする。 ・協議の対象となる対応策については、JSCC の損失相当額がカバーされ、JSCC による清算業務の継続が可能となることを前提とする。 ・期限前終了は、当日の清算値段で行う。 ・期限前終了を行う場合、期限前終了を行うまでの間の破綻参加者のポジションに係る変動証拠金等の負け分による損失については、損失補償の財源で負担する。
(8) 顧客(アフィリエイト)ポジションの移管	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻清算参加者の顧客(アフィリエイト)は、自身が保有するポジションを他の清算参加者に移管することができることとする。 ・ポジション移管を希望する顧客(アフィリエイト)は、その旨を他の清算参加者に申し込み、当該清算参加者の承諾を得ることとする。 ・移管先の清算参加者は、JSCC へ移管のための書面を提出することとする。 ・JSCC が定める期間内に、移管のための書面が提出されなかった顧客に係るポジションは、破綻清算参加者のポジションと合わせてオークションにより処理される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清算参加者破綻時に顧客のポジションの移管を受け入れる場合には、アフィリエイト以外の顧客について有価証券等清算取次ぎを行うことを認めることとする。

項目	内容	備考
(9) ポジション移管時における顧客の当初証拠金の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・他の清算参加者にポジションが移管された顧客の当初証拠金については、移管先の清算参加者を代理人として JSCC に預託された当初証拠金として取り扱うこととする。 ・ポジションが移管されなかった顧客の当初証拠金の返還請求は、当該顧客が JSCC に直接行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き JSCC に預託され、その後の授受は移管先の清算参加者を通じて行うものとする。 ・当該顧客が破綻清算参加者に対して負う有価証券等清算取次ぎに係る未履行の債務が残存している場合には、当該債務額に相当する額を控除して返還する。
18. ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・IRS 取引の清算業務について、取引所取引や CDS 取引に係る清算業務との間で資本・損益の分離を図るとともにリスク遮断を実現すべく、IRS 種類株式を発行する。 ・IRS 種類株主の意見を経営に反映すべく、IRS 種類株主は取締役を 1 名選任することを可能とする。 ・さらに、清算参加者及び IRS 種類株主の意見を IRS 取引の清算業務の制度運営・実務へ反映させるために、JSCC の取締役会の諮問機関として、IRS 運営委員会を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発行額は 50 億円とする予定。 ・業務開始後においては、JSCC の取扱商品範囲の拡大等の事業戦略を考慮し、OTC デリバティブ取引と取引所取引との間でガバナンス面での適切なバランスを維持する観点から、取締役構成について適宜見直しを行う。 ・IRS 種類株主総会において決議を必要とする主な事項については別紙 8 のとおり。 ・IRS 運営委員会については、別紙 9 参照。
19. 清算手数料等 (1) 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・IRS 取引に係る手数料については、次に掲げる観点等を総合的に勘案して定めることとする。 清算参加者が JSCC を利用することによって受けるメリット（利用度合 	

項目	内容	備考
<p>(2) 手数料の体系</p> <p>基本料</p> <p>清算手数料</p> <p>その他の手数料</p> <p>手数料の上限</p> <p>20. 業務開始後対応に向けた継続検討事項</p> <p>21. 業務開始日</p>	<p>い) に応じたものとする。</p> <p>各清算参加者の清算機関の維持・運営のため、債務負担量にかかわらず一定の負担を行うこと。</p> <p>金利スワップ清算業務に対し清算参加者等からの出資が得られるよう、出資者のリスク負担に応じた収益が期待されうる水準とすること。</p> <p>国内市場の競争力に配慮し、我が国 IRS 市場の成長に資する手数料水準であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の金額とする。 ・ 各清算参加者の債務負担件数に所定の金額を乗じた額とする。 ・ IRS 種類株主である清算参加者の清算手数料については、一般の清算参加者とは別の所定の金額に各清算参加者の債務負担件数を乗じた額とする。 ・ 清算手数料以外の手数料については、別紙 10 のとおり。 ・ IRS 種類株主である清算参加者については、年間の手数料金額に一定の上限を設ける。 <p>・ 清算業務開始後における対応に向けた継続検討事項は、別紙 11 のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年 10 月 9 日 (予定) より業務を開始すべく準備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な手数料の体系については別紙 10 のとおり。 ・ 清算参加者が属する企業集団と同一の企業集団に IRS 種類株主がいる場合についても同様に取り扱う (以下同じ)。 ・ 清算業務の開始にあたっては、金融庁長官から業務方法書の認可を受けることが前提となる。

以上

信用状況に応じた当初証拠金の割増し等に関する具体的な水準について

信用状況を勘案した当初証拠金の割増し等が適用となる水準	具体的な割増率等 (1)
格付 (2) のすべてが B B B + 以下相当の信用力と判断される場合 (3)	・ 1 0 % 割増 (4)
格付 (2) のすべてが B B B 以下相当の信用力と判断される場合 (3)	・ 5 0 % 割増 (4)
格付 (2) のすべてが B B B - 以下相当の信用力と判断される場合 (3)	・ 清算資格の喪失 ・ 資格喪失までの間は 1 0 0 % 割増 (4)
格付 (2) のいずれかが B B B + 以下相当の信用力と判断され、かつ、自己資本規制比率等が一定比率 (自己資本規制比率は 250%、自己資本比率は国際基準 10%・国内基準 5%、ソルベンシー・マージン比率は 500%) を下回っている場合 (3)	・ 1 0 % 割増 (4)
格付 (2) のいずれかが B B B 以下相当の信用力と判断され、かつ、自己資本規制比率等が一定比率 (自己資本規制比率は 250%、自己資本比率は国際基準 10%・国内基準 5%、ソルベンシー・マージン比率は 500%) を下回っている場合 (3)	・ 5 0 % 割増 (4)
格付 (2) のいずれかが B B B - 以下相当の信用力と判断され、かつ、自己資本規制比率等が一定比率 (自己資本規制比率は 250%、自己資本比率は国際基準 10%・国内基準 5%、ソルベンシー・マージン比率は 500%) を下回っている場合 (3)	・ 清算資格の喪失 ・ 資格喪失までの間は 1 0 0 % 割増 (4)

- (1) 信用状況が悪化していることに加え、保有しているポジションが過大と認められる場合については、「ポジション保有状況の改善指示」を求めることができる。
- (2) 親会社等による保証を受けている場合には、当該親会社等の格付。また、清算参加者が格付を有していない場合 (親会社等による保証がない場合) には、親会社等の格付とするが、その場合の適用の判断は、1 ノッチ上の基準による。なお、格付については、金融商品取引法上の「信用格付業者」(金融商品取引法第 2 条第 3 6 項。現時点においては株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・ジャパン株式会社、ムーディーズ SF ジャパン株式会社、スタンダード & プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社、株式会社格付投資情報センター、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社及び日本スタンダード & プアーズ株式会社が該当。) 及びその特定関係法人 (金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 1 6 条の 3 第 2 項) が付与する長期の債務を履行する能力に係る格付 (いわゆる勝手格付を除く。) を使用することとする。
- (3) それぞれ、格付による基準のほか、当該清算参加者の社債や C D S のスプレッド、株価等のマーケット情報について、上記格付の要素を満たす企業との比較や、直近において急激な変動の有無といった点等を、また、手元流動性等の財務情報について極端な減少等がないかといった点、参加者のポジションの状況等を、それぞれ判断要素として加味した上、総合的に信用力の判断を行う。
- (4) 具体的な割増率については、当該割増率を上限として、参加者の手元流動性等の財務状況やポジションの状況等を踏まえ、決定する。

当初証拠金の計算におけるボラティリティの調整

当初証拠金所要額は、VaRの手法により各参加者のポジションにおいて発生しうる損失を過去5年間のヒストリカルデータを基に算出する。

このVaRに用いるヒストリカルデータについて、各シナリオのボラティリティに着目した調整を実施する (Filtered Historical Simulation Value at Risk:FHSVaR)。

修正の方向性

市場における直近のボラティリティの変動を迅速に当初証拠金の額に反映させるため、過去シナリオについて、それまでのボラティリティの変動を踏まえた修正を行った上で、評価日時点のボラティリティを基準とした調整を行う。

具体的な修正方法(指数加重移動平均)

$$r_t^* = r_t \left(\frac{\sigma_t + \sigma_N}{2\sigma_t} \right) \quad \text{この時、} \sigma_t^2 = \lambda\sigma_{t-1}^2 + (1-\lambda)r_t^2$$

- r_t^* = t時点の修正後変化率(FHSVaRの計算に使用)
- r_t = t時点の修正前変化率(ヒストリカルVaRの計算に使用)
- σ_t = t時点のボラティリティ
- λ = Exponentially Weighted Moving Averageの減衰因子
- t = 過去のシナリオの1時点
- N = 評価日(当日)

当該係数に以下のとおりフロアを設定

$$\begin{cases} r_t^* = r_t \times \text{Floor} & \text{if } \left(\frac{\sigma_t + \sigma_N}{2\sigma_t} \right) < \text{Floor} \\ r_t^* = r_t \left(\frac{\sigma_t + \sigma_N}{2\sigma_t} \right) & \text{if } \left(\frac{\sigma_t + \sigma_N}{2\sigma_t} \right) \geq \text{Floor} \end{cases}$$

流動性に応じた当初証拠金の割増しに係る適用基準と割増率について

- 各金利スワップ清算参加者の保有する自己取引口座又は顧客取引口座における当初証拠金所要額が一定額を超える場合、以下の基準に基づき、当該自己取引口座又は顧客取引口座に対する当初証拠金所要額の割増しを行う。

当初証拠金所要額(単位：百万円)	割増率
30,000	1.1
}	}
50,000	1.2
}	}
70,000	1.4
}	}
90,000	1.6
}	}
110,000	1.8
}	}
130,000	2.0
}	}

各テーブル間については、線形補間により算出した割増率を算出する（130,000 百万円超については、110,000 百万円～130,000 百万円の線を外挿する）。上記基準及び割増率については、ドライラン期間（項番 8 .(2) 備考欄参照）における市場環境等を踏まえ、適宜見直しを検討するものとする。

以 上

フォワード・カーブ作成のためのグリッド・ポイント

3M-Liborスワップのグリッドポイント	
Products	Rates
FRA (Fixing)	0 x 3, Libor
FRA	1 x 4, Libor
FRA	2 x 5, Libor
FRA	3 x 6, Libor
FRA	4 x 7, Libor
FRA	5 x 8, Libor
FRA	6 x 9, Libor
FRA	7 x 10, Libor
FRA	8 x 11, Libor
Basis Swap	1Y (3M vs 6M), Libor
Basis Swap	18M (3M vs 6M), Libor
Basis Swap	2Y (3M vs 6M), Libor
Basis Swap	3Y (3M vs 6M), Libor
Basis Swap	4Y (3M vs 6M), Libor
Basis Swap	5Y (3M vs 6M), Libor
Basis Swap	6Y (3M vs 6M), Libor
Basis Swap	7Y (3M vs 6M), Libor
Basis Swap	8Y (3M vs 6M), Libor
Basis Swap	9Y (3M vs 6M), Libor
Basis Swap	10Y (3M vs 6M), Libor
Basis Swap	12Y (3M vs 6M), Libor
Basis Swap	15Y (3M vs 6M), Libor
Basis Swap	20Y (3M vs 6M), Libor
Basis Swap	25Y (3M vs 6M), Libor
Basis Swap	30Y (3M vs 6M), Libor
Basis Swap	35Y (3M vs 6M), Libor
Basis Swap	40Y (3M vs 6M), Libor

6M-Liborスワップのグリッドポイント	
Products	Rates
FRA (Fixing)	0 x 6, Libor
FRA	1 x 7, Libor
FRA	2 x 8, Libor
FRA	3 x 9, Libor
FRA	4 x 10, Libor
FRA	5 x 11, Libor
Swap	1Y 6M/6M, Libor
Swap	18M 6M/6M, Libor
Swap	2Y 6M/6M, Libor
Swap	3Y 6M/6M, Libor
Swap	4Y 6M/6M, Libor
Swap	5Y 6M/6M, Libor
Swap	6Y 6M/6M, Libor
Swap	7Y 6M/6M, Libor
Swap	8Y 6M/6M, Libor
Swap	9Y 6M/6M, Libor
Swap	10Y 6M/6M, Libor
Swap	12Y 6M/6M, Libor
Swap	15Y 6M/6M, Libor
Swap	20Y 6M/6M, Libor
Swap	25Y 6M/6M, Libor
Swap	30Y 6M/6M, Libor
Swap	35Y 6M/6M, Libor
Swap	40Y 6M/6M, Libor

(参考)1M-Liborスワップのグリッドポイント	
Products	Rates
FRA (Fixing)	1M Libor
Swap	3M1M
Swap	6M1M
Swap	9M1M
Basis Swap	1Y (1M vs 6M), Libor
Basis Swap	18M (1M vs 6M), Libor
Basis Swap	2Y (1M vs 6M), Libor
Basis Swap	3Y (1M vs 6M), Libor
Basis Swap	4Y (1M vs 6M), Libor
Basis Swap	5Y (1M vs 6M), Libor
Basis Swap	6Y (1M vs 6M), Libor
Basis Swap	7Y (1M vs 6M), Libor
Basis Swap	8Y (1M vs 6M), Libor
Basis Swap	9Y (1M vs 6M), Libor
Basis Swap	10Y (1M vs 6M), Libor
Basis Swap	12Y (1M vs 6M), Libor
Basis Swap	15Y (1M vs 6M), Libor
Basis Swap	20Y (1M vs 6M), Libor
Basis Swap	25Y (1M vs 6M), Libor
Basis Swap	30Y (1M vs 6M), Libor
Basis Swap	35Y (1M vs 6M), Libor
Basis Swap	40Y (1M vs 6M), Libor

(参考)6M-Tiborスワップのグリッドポイント	
Products	Rates
FRA (Fixing)	0 x 6, Tibor
FRA	1 x 7, Tibor
FRA	2 x 8, Tibor
FRA	3 x 9, Tibor
FRA	4 x 10, Tibor
FRA	5 x 11, Tibor
Swap	1Y 6M/6M, T-L SP
Swap	18M 6M/6M, T-L SP
Swap	2Y 6M/6M, T-L SP
Swap	3Y 6M/6M, T-L SP
Swap	4Y 6M/6M, T-L SP
Swap	5Y 6M/6M, T-L SP
Swap	6Y 6M/6M, T-L SP
Swap	7Y 6M/6M, T-L SP
Swap	8Y 6M/6M, T-L SP
Swap	9Y 6M/6M, T-L SP
Swap	10Y 6M/6M, T-L SP
Swap	12Y 6M/6M, T-L SP
Swap	15Y 6M/6M, T-L SP
Swap	20Y 6M/6M, T-L SP
Swap	25Y 6M/6M, T-L SP
Swap	30Y 6M/6M, T-L SP
Swap	35Y 6M/6M, T-L SP
Swap	40Y 6M/6M, T-L SP

証拠金算出に使用するイールドカーブ作成のための気配値の提出方法及びその信頼性を確保する仕組み等について

項目	内容	備考
<p>1 .提出する気配値の前提等</p> <p>(1)気配値の提出の対象銘柄とその対象清算参加者</p> <p>(2)提出する気配値の前提条件</p> <p>(3) 提出を求めるグリッド・ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ OIS カーブ (ディスカウント・カーブ) ・ 全清算参加者を対象として気配値の提出を求める。 ・ 固定金利 : Act/365、Annual (OIS) ・ Business Day : Tokyo ・ Business Day Convention : Modified Following ・ 別紙 6 に記載のグリッド・ポイント。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「指定清算参加者」制度を設け、指定清算参加者に対し当社が指定した銘柄について気配値の提供を求める(項番 5 . 参照。)。 ・ 指定清算参加者は、清算参加者からの申請に基づき JSCC が指定した清算参加者をいい、JSCC があらかじめ指定する気配値の提出を行うとともに、インセンティブとして、手数料の「基本料」に対する一定金額の割引制度を設ける。 ・ 指定清算参加者となった場合における手数料の具体的な割引金額は 20 万円とする。 ・ ISDAFIX に準じる。
<p>2 .気配値の提出時限・方法</p> <p>(1) 気配値の提出時間</p> <p>(2) 気配値の提出方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、午前 11 時 2 分時点及び午後 3 時 2 分時点の気配値について、それぞれ午前 11 時 25 分及び午後 3 時 25 分までの 23 分間に提出することとする。 ・ 清算参加者はトムソン・ロイター社 (以下「ロイター社」) のサービスを介して JSCC に対し気配値を提出することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気配値の提出はミッド価格の提出により行う。 ・ 左記時間帯であれば、気配値の再提出を可能とする。 ・ 気配値の情報提供について、ロイター社の合意を得られることが前提となる。 ・ データ提供手段については、ロイター社のデータ入力専用スキームを用いる方法、各社とロイターとのシステムを接

項目	内容	備考						
		<p>続させる方法等、複数のオプションの中から各社が希望するものを選択可能とする予定。</p>						
<p>3. カーブの作成処理</p>	<p>・ JSCC は清算参加者が提出した気配値について、上下1社のデータを削除した上で平均値（単純平均値）を算出し、当該平均値を基にカーブを作成する。</p>	<p>・ 提出された気配値に異常な値が存在する場合には、当該値を除外したのち、左記の処理を実施する。</p> <p>・ 3M 及び 6M のテナーについても、指定清算参加者から提供を受けたものとスクリーン画面から取得したものとを用いて同様の処理を実施する。</p>						
<p>4. 信頼性を確保するための仕組み</p> <p>(1) 提出した気配値が全体の水準から相当程度乖離した場合</p>	<p>・ 清算参加者が提出した気配値が、算出された平均値から相当程度乖離した場合、以下の基準に基づき、手数料を加算する。</p> <table border="1" data-bbox="533 762 1211 895"> <thead> <tr> <th>該当回数</th> <th>手数料の加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 回目</td> <td>5 万円</td> </tr> <tr> <td>3 回目以上</td> <td>10 万円</td> </tr> </tbody> </table>	該当回数	手数料の加算	2 回目	5 万円	3 回目以上	10 万円	<p>・ 指定清算参加者については、OIS 及び指定清算参加者対象銘柄（6M-Libor スワップ及び 3M-Libor スワップ）を対象とする。</p> <p>・ 手数料加算の基準となる平均値からの乖離幅については、過去の Bid/Ask スプレッドの水準の推移等を踏まえ、グリッド・ポイント毎に指定する。</p> <p>・ 当該基準幅は毎月見直しを行うこととする。また、マーケット環境の変化等により清算参加者から要求があった場合には、随時、当該基準幅の見直しを行う。</p> <p>・ 手数料加算に係る該当回数については、営業日単位でのカウントとし、都度乖離に該当した日から遡る 6 か月間における該当回数とする。なお、OIS 及び指定清算参加者対象銘柄について、別々にカウントするのではなく、併せて営業日単位でカウントすることとする。（以下同じ）</p> <p>・ 該当 1 回目は手数料加算の対象外とし、2 回目以降、手数料を加算することとする。</p>
該当回数	手数料の加算							
2 回目	5 万円							
3 回目以上	10 万円							

項目	内容	備考						
<p>(2) 気配値の提出を行わなかった場合</p>	<p>・ 清算参加者が気配値の提出義務を負う銘柄につき、気配値の提出を行わなかった場合、以下の基準に基づき手数料を加算する。</p> <table border="1" data-bbox="533 523 1211 655"> <thead> <tr> <th>該当回数</th> <th>手数料の加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 回目</td> <td>5 万円</td> </tr> <tr> <td>3 回目以上</td> <td>10 万円</td> </tr> </tbody> </table>	該当回数	手数料の加算	2 回目	5 万円	3 回目以上	10 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信頼性を確保するための仕組みとして、提出された気配値に基づく約定処理の実施については、その是非も含め引き続き検討を行う。 ・ 指定清算参加者については、OIS 及び指定清算参加者対象銘柄(6M-Libor スワップ及び3M-Libor スワップ)を対象とする。 ・ 未提出に該当する回数については、営業日単位でのカウントとし、都度未提出に該当した日から遡る6か月間における該当回数とする。なお、OIS 及び指定清算参加者対象銘柄について、別々にカウントするのではなく、併せて営業日単位でカウントすることとする(以下同じ)。 ・ 該当1回目は手数料加算の対象外とするものの、発生の都度、ヒアリングを実施し、状況に応じて業務方法書に基づく対応をする。 ・ ドライラン期間における業務の状況を踏まえ、必要があれば制度の見直しを行う。
該当回数	手数料の加算							
2 回目	5 万円							
3 回目以上	10 万円							
<p>5 .指定清算参加者に対して提出を求める気配値</p>	<p>・ 指定清算参加者は、OIS カーブに加え、以下のカーブ作成のための気配値についても提出を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 1M-Libor スワップの清算カーブ ✓ 3M-Libor スワップの清算カーブ ✓ 6M-Libor スワップの清算カーブ ✓ 6M-Tibor スワップの清算カーブ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3M・6M-Libor スワップの清算カーブについては、原則として情報端末を通じてブローカー/ディーラーの気配値の取得をするものの、より多様な市場参加者の気配値を集めるべく、指定清算参加者に対して気配値の提出を求める。 ・ さらに、今後、取扱いが想定される1M-Libor 及び6M-Tibor スワップの清算カーブについても、ヒストリカルデータの蓄積を行うべく、指定清算参加者に対し気配値の提出を求める。 ・ 提出を求めるグリッド・ポイントは別紙4参照。 						

項目	内容	備考
		・これらについても、上記の信頼性を確保する仕組みを適用する(1M-Libor 及び 6M-Tibor スワップの清算カーブに係るものを除く)

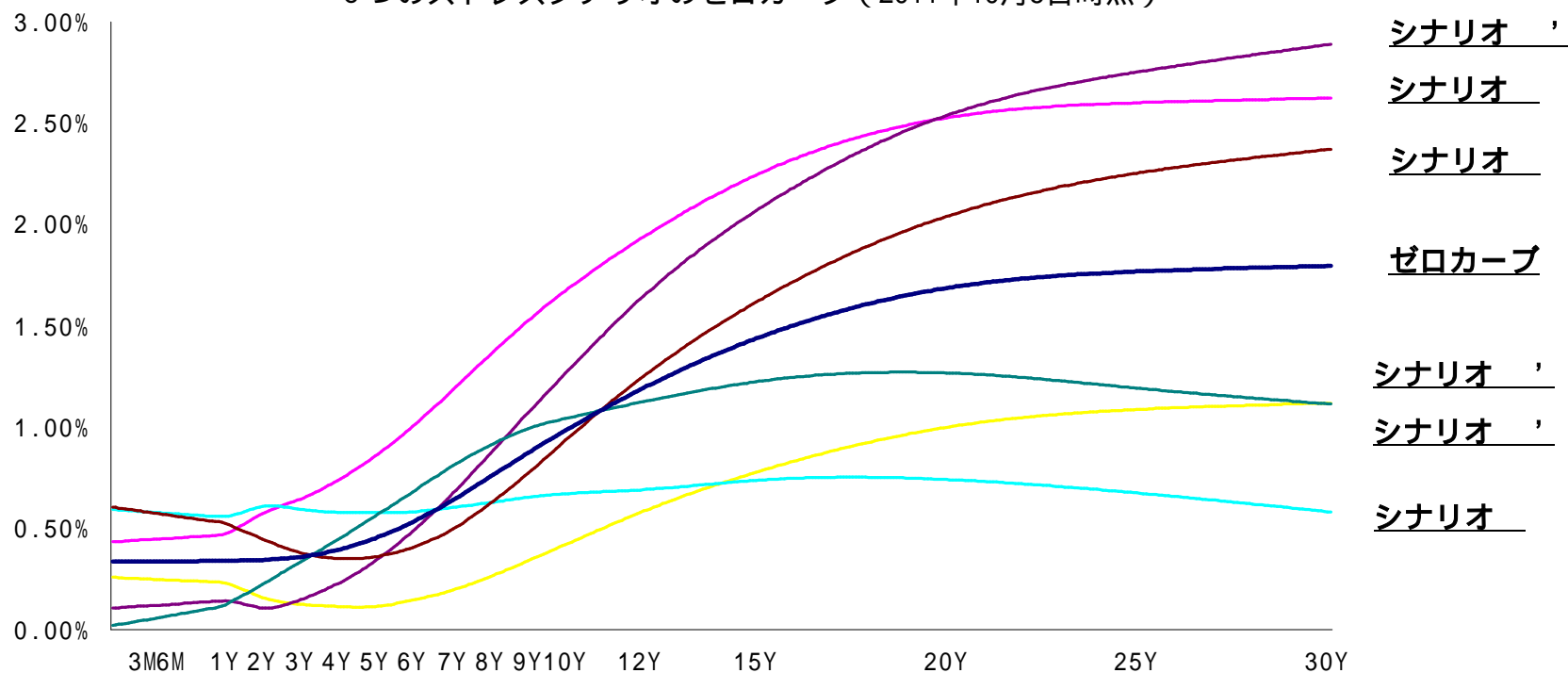
以上

ディスカウント・カーブ作成のためのグリッド・ポイント

ディスカウント・カーブ(OIS)のグリッドポイント	
1D	2Y
1W	3Y
2W	4Y
3W	5Y
1M	6Y
2M	7Y
3M	8Y
4M	9Y
5M	10Y
6M	11Y
7M	12Y
8M	15Y
9M	20Y
10M	25Y
11M	30Y
1Y	35Y
15M	40Y
18M	

清算基金算出におけるストレスシナリオについて

6つのストレスシナリオのゼロカーブ（2011年10月5日時点）



- ・ヒストリカルデータから、イールドカーブの変動の特徴を抽出し、ストレスシナリオに用いるイールドカーブの形を特定（注）
- ・イールドカーブの形状を特定した後、最も流動性が高いテナー（10年）における5日間の過去最大変化率を基準に、各イールドカーブにおける変化率を設定
- ・上の6つのストレスシナリオにおける、2社破綻時の最大リスク額（ストレスシナリオにおけるリスク額から当初証拠金の所要額を控除した額が最大の2社分の合計）を清算基金所要額（全社分）とする。

（注）イールドカーブの変動の特徴は、マーケットデータを基に主成分分析の手法を用いて抽出する。実際のストレスシナリオは直近までのマーケットデータを利用して算出することとなる。

IRS 種類株主総会において決議を必要とする主な事項

以下の事項については、株主総会決議に加え IRS 種類株主総会決議を必要とする（注 1）。

- ・ IRS 種類株式に係る剰余金の配当
- ・ IRS 種類株式に係る取締役の選任
- ・ IRS 種類株式についての株式の内容の変更（定款変更）
- ・ IRS 種類株式に係る準備金の減少
- ・ IRS 種類株式を対価として交付する株式移転等の組織再編行為
- ・ IRS 種類株式の新規発行
- ・ IRS 種類株式の新株予約権の発行
- ・ IRS 種類株式の自己株式取得
- ・ IRS 種類株式の併合・分割
- ・ IRS 種類株式に係る取締役の数の変更（定款変更）
- ・ IRS 運営委員会の再審議後の意見と異なる内容の決議を行う場合に係る取締役会の決議要件（注 2）の変更（定款変更）

注 1．IRS 種類株式に係る取締役の選任については株主総会決議を要しない。

注 2．取締役会が IRS 運営委員会の再審議後の意見と異なる内容を決議する場合には 3 分の 2 以上の賛成を要する。

下線を付した事項は特別決議事項とする。

以 上

IRS 運営委員会について

項 目	内 容	備 考
1. 名称	・ IRS 運営委員会	
2. 設置目的	・ IRS 清算業務について、参加者及び IRS 種類株主の意見を IRS 清算制度運営・実務へ反映させるために設置する。	・ 取締役会規則に定める諮問委員会とする。
3. 諮問事項	<p>・ 取締役会又は取締役社長は、以下に掲げる事項について決議又は決定を行おうとする場合には、委員会に諮問を行い、その意見を十分に尊重するものとする。ただし、当該決議又は決定の内容が軽微なものである場合には、この限りでない。</p> <p>清算対象取引に関する事項</p> <p>IRS 清算資格の要件に関する事項</p> <p>有価証券等清算取次ぎに関する事項</p> <p>IRS 清算基金に関する事項</p> <p>清算参加者の申請による IRS 清算資格の喪失に関する事項</p> <p>証拠金に関する事項</p> <p>清算参加者の決済不履行時の措置に関する取扱いに関する事項</p> <p>清算資格要件の変更</p> <p>清算参加者に対する措置の基準に関する変更</p> <p>ISDA 基本契約書及び ISDA 定義集に係る変更、修正又は追加に係る指定</p> <p>清算参加者の決済不履行時の措置に関する取扱いの変更</p> <p>破綻管理委員会の権限、組織、運営方法その他破綻管理委員会の運営に関し必要な事項の変更</p>	<p>・ 清算対象に追加すべき取引の範囲及び内容等</p> <p>・ 清算受託契約の内容やその変更等</p> <p>・ 清算基金算出に係るメソドロジー、各種パラメータ等</p> <p>・ 証拠金算出に係るメソドロジー、イールドカーブのコンストラクション、各種パラメータ等</p> <p>・ 参加者破綻処理プロセスにおける破綻参加者のポジション処理方法等</p> <p>・ 破綻管理委員会の委員の選任方法及び任期等。</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>破綻処理演習の開催日時及び内容 LCH とのリンクに関する事項 清算手数料に関する事項 IRS 清算システムに関する事項 事業計画に関する事項 IRS 種類株主に係る剰余金の配当 IRS 運営委員会から推挙する取締役候補の選任 委員会の運営方法その他 IRS 清算制度運営の観点から必要と認められる事項</p> <p>・取締役社長は、上に掲げる事項について委員の2名以上（特に必要であると当社が認めた場合には1名以上）の要請があった場合には、当該事項について委員会に諮問を行うものとする。</p> <p>・内容が軽微なものとして委員会に諮問を行わないこととする場合には、取締役社長は、その決議又は決定内容について、決議又は決定前に委員に通知する。</p> <p>・取締役会が委員会の意見を採用しないこととした場合には、取締役社長はその結果及び理由について、決議又は決定後遅滞無く委員に通知する。</p>	<p>・前提となる IRS 清算業務部門の損益計算書等についても併せて報告。</p> <p>・IRS 運営委員会規則（仮称）の改正を含む。</p> <p>・委員が、諸外国で行われている金利スワップ取引における取扱い等に関する検討を踏まえて、当社の IRS 清算業務についても同様の検討を行うべきと考える場合等が想定される。</p> <p>・取締役会は、委員会の決定内容が、システミック・リスクを生じさせるおそれがあると認められる場合、清算機関の業務運営の健全性を損ない又はその信用を損なうおそれがあると認められる場合、公益又は投資者保護のため適当でないと認められる場合などについては、委員会の意見を採用しないことがある。この場合においては、取締役会は原則として委員会に当該案件についての再審議を求めることとする。</p> <p>・取締役会が IRS 運営委員会の再審議後の</p>

項目	内容	備考
		意見と異なる内容を決議する場合には3分の2以上の賛成を要する。
<p>4. 委員</p> <p>(1) 委員の委嘱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての IRS 種類株主である清算参加者及び IRS 種類株主のうち委員会が適当と認める者が委員会の委員として選任される。 ・取締役会は、委員について破綻等を認定した場合又は IRS 業務方法書等に違反した場合その他当該委員が委員として適当でないとき、委員の選任を取り消すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IRS 種類株主のうち委員会が適当と認める者を委員として参加させることにより、出資者の意見を委員会の決定に反映させる。当面の間、東証を想定する。 ・ 同一の企業集団に IRS 種類株主がいる清算参加者を委員に選任することとし、当該企業集団に複数の清算参加者が属する場合には、当該複数の清算参加者が指定する一の清算参加者を委員に選任するものとする。 ・ 同一の企業集団に IRS 種類株主がいない清算参加者は、オブザーバーとして委員会に参加することができる。 ・ 当該事由が消滅したと認めるときは、当該委員を再度委員に選任する。 ・ 委員の選任取消しに係る要件については引き続き検討を行う。
(2) 委員長の選任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会に委員長を設置する。 ・ 委員長は委員の互選によりこれを選任する。 	
(3) 委員長の任期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長の任期は1年とする。 ・ 委員長に関する委員の選任の取消しが行われた場合は、新たな委員長を選任する。 	
(4) 委員代表者の届出等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員は、その選任後直ちに、当該委員又は当該委員と同一の企業集団に属する他の法人等の役職員のうち IRS 取引の実務に精通し、委員としての職務に関し当該委員を代表又 	

項 目	内 容	備 考
	<p>は代理する者として少なくとも1名を、委員の代表者又は代理人（以下「委員代表者」という。）として当社に届け出るものとする。</p>	
(5) 委員等の義務	<ul style="list-style-type: none"> 委員及び委員代表者（これらであった者を含む。）は、その職務上知り得た秘密を保持するものとし、他の目的のために利用し、又は正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。 	
5. 委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 委員会は取締役社長がその決定により招集する。ただし、取締役会決議により招集することを妨げない。 委員代表者がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合には、当該清算参加者又は当該清算参加者同一の企業集団に属する他の法人等からの代理出席を可とする。 委員会は、その開催に代え、書面をもって行うことができる。 委員会は、原則として四半期に1回以上開催（書面をもって行う場合を含む。）することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 取締役社長は、必要があると認めるときは、電話その他の方法により委員会を開催し、又は電話その他の方法による委員の出席を認めることができる。 IRS 清算業務開始当初は、より高い頻度で開催することが想定される。
6. 決議の方法	<ul style="list-style-type: none"> 委員会は、委員（議題に特別の利害関係のある委員を除く。）の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。 委員長は全委員のコンセンサスを形成することに努めることとし、委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。 委員は、特別の利害関係のある事項については、その審議に参加することができない。 	
7. 取締役会への報告	<ul style="list-style-type: none"> 諮問事項に対する委員会での決議その他審議内容について、委員長は取締役会に対し報告を行うものとする。 	
8. 事務局	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の事務局は当社とする。 事務局は、委員の補佐、事務連絡、委員会の運営の補助、記録の保存その他の委員会の事務の処理を行う。 	

項 目	内 容	備 考
9 . 委任	・規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会がその都度定める。	

以 上

IRS 取引の清算に係る手数料の料率

項目	内容	備考
(1) 基本料	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者 1 社あたり月額 500 万円とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 気配値の提出に係る指定清算参加者（別紙 5 参照）については、基本料から月額 20 万円を割り引く。 清算参加者が提出すべき気配値について、算出された平均値から相当程度乖離した場合又は気配値の提出を行わなかった場合については、一定期間内における該当回数に応じて基本料の一定額の加算を行う（別紙 5 参照）。
(2) 清算手数料 一般料率	<ul style="list-style-type: none"> 新規で債務負担を行った IRS 取引 1 件ごとに、8,000 円とする。 すでに債務負担を行った IRS 取引 1 件ごとに、月額 700 円とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規で債務負担を行った取引件数に応じた課金については、1 か月間に行われた債務負担件数分の料金を計算し、毎月一定の日に課金する。 すでに債務負担を行った取引件数に応じた課金については、毎月一定の日時点において債務負担されている取引の件数に応じて計算し、課金する（以上、においても同じ）。
IRS 種類株主向け料率	<ul style="list-style-type: none"> にかかわらず、清算参加者が IRS 種類株主である場合にあっては、清算手数料は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a . 新規で債務負担を行った IRS 取引について <ul style="list-style-type: none"> (a) 年間 2,000 件以下の債務負担件数につき 1 件につき 5,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者が属する企業集団と同一の企業集団に IRS 種類株主がいる場合についても同様に取り扱う（以下同じ）。

項目	内容	備考
<p data-bbox="152 751 387 879">アフィリエイト・クリアリングの取扱い</p> <p data-bbox="136 946 387 1023">(3) その他の手数料</p> <p data-bbox="136 1278 387 1311">(4) IRS 種類株主</p>	<p data-bbox="479 172 1267 252">(b) 年間 2,000 件を超え 10,000 件以下の債務負担件数につき 1 件につき 1,000 円</p> <p data-bbox="479 268 1099 347">(c) 年間 10,000 件を超える債務負担件数につき 1 件につき 400 円</p> <p data-bbox="450 363 1032 397">b. すでに債務負担を行った IRS 取引について</p> <p data-bbox="479 413 994 493">(a) 8,000 件以下の債務負担件数につき 1 件につき月額 450 円</p> <p data-bbox="479 509 1205 588">(b) 8,000 件を超え 40,000 件以下の債務負担件数につき 1 件につき月額 100 円</p> <p data-bbox="479 604 1037 684">(c) 40,000 件を超える債務負担件数につき 1 件につき月額 35 円</p> <p data-bbox="427 751 1375 879">・アフィリエイト・クリアリングに係る清算手数料については、受託清算参加者の自己分と区分して清算委託者（法人）ごとに計算するものとし、受託清算参加者と同様の料率を適用する。</p> <p data-bbox="427 946 1016 1023">・資格取得手数料 IRS 清算資格の取得に当たり 100 万円とする。</p> <p data-bbox="427 1038 931 1118">・デクリアー手数料 デクリアー 1 件当たり 1,000 円とする。</p> <p data-bbox="427 1134 792 1214">・コラテラル手数料 当分の間、料率を 0 とする。</p>	<p data-bbox="1406 751 2114 831">・アフィリエイト・クリアリングには、受託清算参加者と別途の基本料は要しない。</p> <p data-bbox="1406 946 2114 1070">・IRS 取引の清算業務開始から 6 か月を経過するときまでに清算資格を取得する場合には、清算資格取得手数料を課さないこととする。</p>

項目	内容	備考
<p>向け手数料の上限 自己分に係る手数料合計の上限</p> <p>アフィリエイト・クリアリングに係る清算手数料の上限</p>	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者が IRS 種類株主である場合においては、基本料、清算手数料及びその他の手数料（資格取得手数料及びアフィリエイト・クリアリングに係る清算手数料を除く。）の合計額の上限を年間 1 億円とする。 受託清算参加者が IRS 種類株主である場合には、当該清算参加者のアフィリエイト・クリアリングに係る清算手数料については、清算委託者（法人）ごとに上限を年間 4,000 万円とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 気配値の提出に係る指定清算参加者においては、基本料金の割引額に相当する額を年間の上限額から減額する。（最大年間 240 万円） 気配値の提出に係る基本料の加算がなされた清算参加者においては、当該加算金額を年間の上限金額に加算した額を、当該清算参加者の年間の上限金額とする。 年間の上限は 4 月から翌年 3 月までを基準として適用する（以下同じ）。

以上

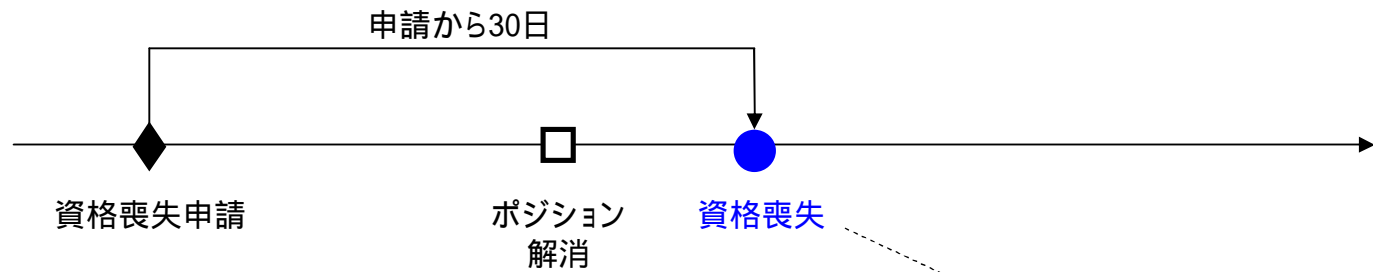
IRS 清算制度 業務開始後対応に向けた検討項目について

制度要綱での項目	検討項目	方向性
1 . 清算対象取引	・ Tibor の取扱い	・ リスク管理の観点から整理を行ったうえで、業務開始から半年を目途に清算を開始できるよう検討を継続する。
	・ 1M Libor の取扱い	・ リスク管理の観点から整理を行ったうえで、業務開始から半年を目途に清算を開始できるよう検討を継続する。 ・ この際、1M Libor スワップ以外で清算機関での取扱いを検討すべきものがあれば、併せて検討を行う。
	・ 外貨建取引の取扱い	・ IRS 清算業務開始後、直ちに検討を開始し、参加者の準備状況などを踏まえて実施する。
4 . 有価証券等清算取次ぎ	・ 有価証券等清算取次ぎの顧客の範囲のアフィリエイト以外への拡大	・ IRS 清算業務開始後、直ちに検討を開始し、参加者の準備状況などを踏まえて、1年後の実施を目途として検討を進める。
1 3 . 資金決済方法 1 4 . 担保の差入れ及び返戻	・ 当初証拠金等の現金での預託に係る PPS (Protected Payments System) の仕組みの導入について	・ IRS 清算業務開始後、直ちに検討を開始し、資金決済銀行側の対応状況を踏まえ実施する。 ・ 並行して、OD 枠の信用供与のアレンジについて、資金決済銀行に打診し、状況に応じて参加者への紹介等を行う。
1 6 . 損失補償制度	・ オークションでの入札価格に基づく清算基金等の優先使用の仕組みの導入	・ 提案いただいた案や他の清算機関における検討状況等を踏まえつつ、引き続き検討する。
1 7 . 決済不履行時の処理スキーム	・ 破綻参加者のポートフォリオのオークションにおける修正ダッチオークションの導入	・ 他の清算機関における取扱いを踏まえつつ、引き続き検討を行う。
その他	・ コンプレッションの導入	・ 業務開始後、実際の債務負担済み取引件数の動向を見ながら検討を行う。

清算資格の喪失の効力発生時点

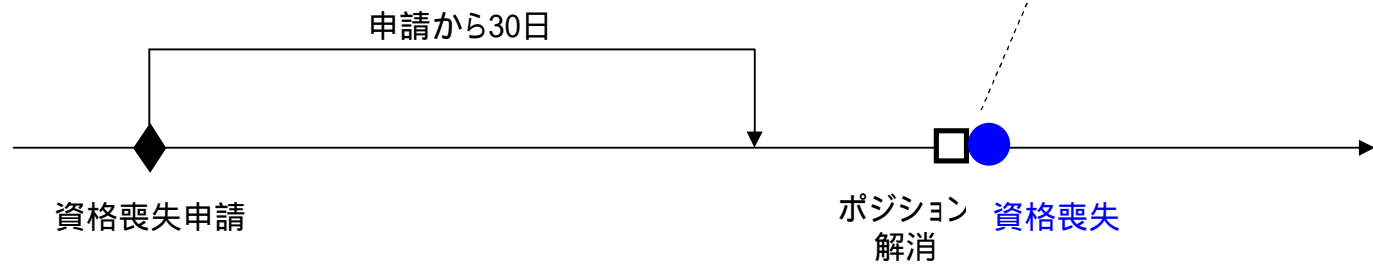
1. 清算参加者の破綻がない場合

【ケース1】



資格喪失申請から30日経過した日とポジション解消のいずれか遅い時点で清算資格を喪失

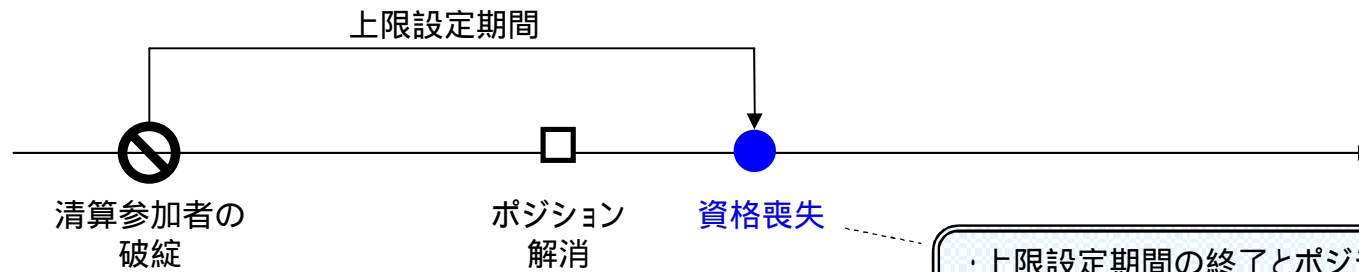
【ケース2】



2. 清算参加者の破綻がある場合

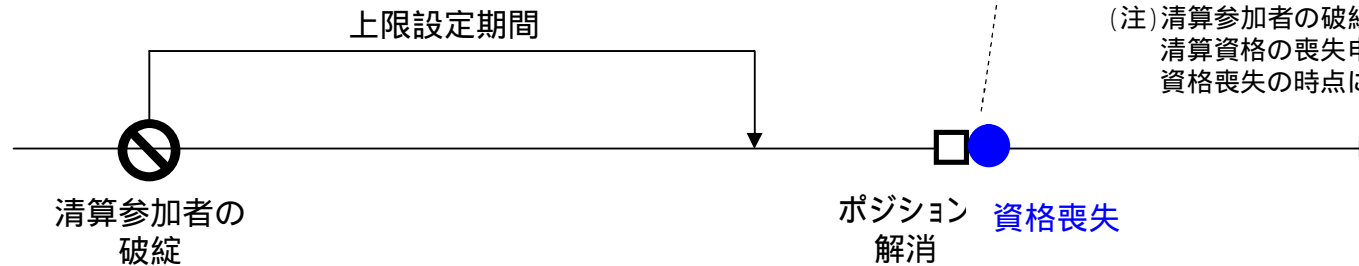
(上限設定期間中に喪失申請した場合、又は喪失申請から30日経過した日とポジション解消のいずれか遅い時点までに破綻が発生した場合)

【ケース3】



- ・ 上限設定期間の終了とポジション解消のいずれか遅い時点で清算資格を喪失(注)。
- ・ 資格喪失までに発生した破綻に係る損失について、負担義務あり。
- ・ 資格喪失まではオークションへの参加義務あり。ただし、ポジションを解消している場合には、損失補償制度においてその清算基金が優先的に使用されることを条件として、オークションへの参加義務を免除。

【ケース4】



(注) 清算参加者の破綻時においては、清算資格の喪失申請のタイミングは資格喪失の時点に関係しない。

決済不履行時の処理スキームの全体像

